エネルギー・食品価格等の物価高騰における非課税世帯・均等割世帯および定額減税を補足する一体支援事業 調整給付金(定額減税補足給付金)について

く対象者>

利島村から令和6年度の個人住民税が課税されている方の うち、<u>定額減税可能額(注1)</u>が、令和6年分推計所得額(注2) または<u>令和6年度分個人住民税所得割(定額減税前)(注3)</u>を 上回る方が対象です。

※但し、納税義務者本人の合計所得額が1,805万円を超える方は対象外となります。

(注1)定額減稅可能額

所得税分

▶ 3万円 × 減税対象人数

住民税所得割分

▶ 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数=納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む) ただし、「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は対象外

(注2)令和6年分推計所得税額

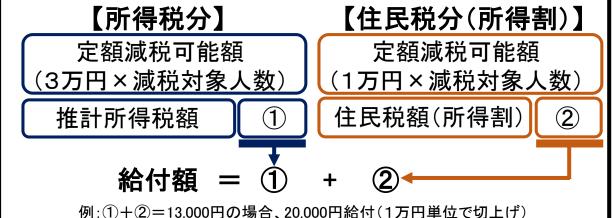
令和6年分の所得税は、令和6年1月から12月までの所得に対し課税されますが、 皆様にいち早く給付金をお届けする観点より、個人住民税の算定に用いている 所得金額や人的控除等の情報から推計します。

なお、令和6年分の所得税額の確定後、給付額に不足があることが判明した 場合は、追加で令和7年度中に給付予定です。

(注3) 令和6年度分個人住民税所得割額(定額減税前) 「差引所得割額」+「特別税額控除額」の金額です。

<給付額>

- ①と②の合計額(合計額を1万円単位に切上げ給付)
- ①所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得額
- ②個人住民稅所得割分定額減稅可能額-令和6年分個人住民稅 所得割額(定額減稅前)
- (①<0の場合は0円、②<0の場合は0円)



■対象者の方には「確認書」を郵送しておりますので、同封している記載例をご確認頂き、令和6年10月25日(金)までに利島村役場 総務課 まで提出してください。

- ※期限までに提出が無い場合は、給付を辞退したとみなします。
- ■確認書が届かず「給付対象」と見込まれる方は、 令和6年10月21日(月)までに総務課(04992-9-0012)まで お問合せください。
- ■支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となります。